

学校給食費のお知らせ

令和2年度から、真庭市では学校給食費を市の会計で管理する「公会計」制度に移行します。

学校給食費の徴収に関する手続きや事務について、お知らせします。詳しい Q&A は、真庭市ホームページに記載しています。また、真庭市役所教育委員会事務局や振興局の窓口でも閲覧することができます。

Q1 学校給食費とは？

A1 学校給食費は、学校給食の食材を購入するのに使っています。学校給食法第11条第2項で保護者が負担することとされています。このため、真庭市では学校給食は、保護者の学校給食費を財源として実施することにしており、「真庭市学校給食費の管理に関する条例」により、保護者は学校給食費を支払わなくてはなりません。ご理解とご協力をお願いします。

Q2 学校給食費の納期はいつですか？

A2 学校給食費は、5月から翌年3月まで毎月末（12月は25日）に11回に分けてお支払いいただきます。

<支払い例> 小学生 年間喫食回数 192回の場合

	4月	5月～2月	3月	年間納付額
学校給食費	0円	4,800円	3,840円	51,840円

3月の徴収額は、年間喫食回数により調整した額になります。

Q3 1食当たりの学校給食費はいくらですか？

A3

	完全給食※	副食のみ	飲用牛乳のみ	主食のみ
小学校	270円	170円	50円	50円
中学校	310円	200円	50円	60円

※「完全給食」とは、飲用牛乳と食事をすべて提供する給食のことです。

Q4 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A4 金融機関口座からの口座振替（自動引き落とし）又は納付書でお支払いいただけます。

Q5 引き落としをする口座は、どの金融機関でも大丈夫ですか？

A5 真庭市の指定金融機関である以下の7金融機関に限られます。これらの金融機関であれば、全国どこの支店のものでも登録できます。

中国銀行	トマト銀行	晴れの国岡山農業協同組合	
津山信用金庫	中国労働金庫	倉吉信用金庫	ゆうちょ銀行

Q6 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？

A6 「学校給食申込書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印のうえ、金融機関へ提出してください。

Q7 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A7 金融機関と真庭市役所内での登録に長い場合で1か月半ほどかかることがあります。口座振替依頼書を提出した翌月末から口座振替することになります。

Q8 きょうだいが小学校と中学校にいますが、全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？

A8 大丈夫です。振替（引き落とし）の日は小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足にならないようご注意ください。それぞれ違う口座でも大丈夫です。

Q9 口座振替の口座を変更する場合には、どうすればいいですか？

A9 学校給食申込書兼口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

Q10 納付書はコンビニエンスストアでも使えますか？

A10 使えます。ただし、金額を訂正したものは使えません。また、汚れているものは使えない場合があります。再発行しますので、教育総務課までご連絡ください。

Q11 学校に直接学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A11 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。教育総務課から納付書をお送りしますので金融機関窓口またはコンビニエンスストアでお支払ください。また、市役所の収納窓口でもお支払いできます。

Q 1 2 学校給食費減免申請書は、どのようなときに提出する必要がありますか？

A 1 2 次の場合には、減免の対象になります。不明な点は、教育総務課までお問い合わせください。

児童又は生徒について学校給食費に係る就学援助費の給付が必要であると教育委員会が認定した場合
病気、事故、災害その他の理由により学校給食を受けることができない日が連続して5日を超えた場合(ただし、学校給食実施日の5日目以降の学校給食費について減額をするものとする)
疾病又は食物アレルギーのため学校給食の一部又は全部が受けられない場合
地震、風水害、火災その他の災害により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合
その他教育委員会が必要と認める場合

病気で欠席する場合の例

申請日					欠席						減免	→
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	

← 5日前（休業日は除いて日数を数えます。）

Q 1 3 食物アレルギーのため学校給食の一部を食べられません。手続きが必要ですか。

A 1 3 アレルギーや疾病等で学校給食の一部又は全部を食べることができない場合には、学校給食費の一部又は全部を減免することができます。アレルギー等については、事前に学校と対応について相談することが必要です。相談後、学校給食実施前に学校給食費減免申請書を提出してください。

Q 1 4 学校給食費減免申請書を提出するときに気をつけることはありますか？

A 1 4 給食内容を変更したり、停止したりしようとする日の5日前までに学校に提出してください。5日前までに学校に提出していただければ、学校給食の変更や停止日数に応じて学校給食費の調整を行います。



Q15 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A15 児童扶養手当を受給している場合など、申請により「就学援助費」の認定を受けられる場合があります。真庭市では就学援助費認定を受けた場合、学校給食費を減免します。お子さんが通う学校、または教育委員会教育総務課にご相談ください。

＜手続きについて＞ 就学援助費の申請書の下に「学校給食費減免申請」をする欄があるので、署名と押印をしてください。就学援助費の支給が認定されると、学校給食費は申請のあった月分から減免となります。ただし、申請時期により、申請後も支払いが必要な場合がありますので、学校給食費徴収額変更決定通知書でご確認ください。就学援助費から学校給食費の支給はありません。

Q16 4月に就学援助費を申請し認定されたら、5月末の徴収はどうなりますか？

A16 年度当初の就学援助費の認定は、6月当初に決定し、お知らせします。4月に就学援助費を申請された場合は、5月は徴収しません。就学援助費が認定されたら、6月以降は減免されるため、徴収しません。

就学援助費が認定されなかった場合には、6月に2ヶ月分徴収し、7月からは通常に徴収になります。

問い合わせ先

真庭市教育委員会事務局 教育総務課

住所 719-3292 真庭市久世 2927 番地 2

電話 0867-42-1085

FAX 0867-42-1416

メール kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp